

## ■令和4年6月30日 定例記者会見内容

- 1 日 時 令和4年6月30日(木) 11:00~12:00
- 2 場 所 市役所本庁舎3階第3委員会室
- 3 出席者 ○市長、総務部長、企画部長、地域創生部長、市長公室長、総務課長、  
企画調整課長、商工港湾課長、交流観光課長  
○酒田記者クラブ11社(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、河北新報、  
山形新聞、荘内日報、NHK、YBC、YTS、TUY、SAY)  
○コミュニティ新聞社、共同通信社(記者クラブの承認により出席)

## ■市長発表事項

### 1 秋田・酒田交流事業「親子で秋田市訪問促進事業」について

市長／それでは私の方から、秋田・酒田交流事業ということで、親子で秋田市訪問促進事業について報告をさせていただきます。

これは、マイナンバーカード取得促進への取組みも兼ねています。ご存知のとおり、マイナポイントの事業が今日から第2弾が始まるということもありますが、それに合わせて発表をさせていただいた次第でございます。

令和4年度の秋田・酒田交流事業の一環といたしまして、本市の子育て世帯を対象に、秋田市の大森山動物園の入園料助成事業を実施いたします。

この秋田との関係ですが、北前船寄港地の関係や、様々な関係で、本間前市長の時代から、これまで交流を続けてきたところでございました。

今回、令和4年度に、新たにこういう事業を組んだわけではありますが、この事業の中身は本市の小学生以下の子供がいる世帯の親子から、秋田市の地域資源であります大森山動物園を訪れて、その魅力に触れていただくということ、もっとそのような機会を増やしていこうということでもあります。

私自身も、子供が小さいときはよく遊びに行ったのですが、特に子育て世帯の皆さんは、そういうニーズもあるでしょうし、ぜひ秋田との交流事業の一環としてご支援をしたいということでございます。

そしてまた、マイナンバーカードの取得促進ということも狙いとして持ちまして、マイナンバーカードを所持しているか、または交付申請中であることを対象者の条件とすることで、市民のマイナンバーカードの取得促進も同時に目指そうと、このように考えたところでございます。

大森山動物園ですが、実は小学生以下は入園料が元々無料です。ただ、こちらから行くとなると、親御さんが連れて行くことになり、親は料金が掛かります。そういうことなので、助成の対象を本市在住の小学生以下の子供がいる保護者ということにしておりまして、マイナンバーカードを所持しているか、または交付申請中であることを条件としております。

申し込んでいただくと、クーポン券(引換券)を差し上げるのですが、このクーポン券(引換券)が何かというと、大森山動物園の年間パスポートと引き換えることができ

るクーポン券（引換券）ということになります。従って、酒田でクーポン券（引換券）をもらって現地に行き、年間パスポートと引き換えると1年間無料で動物園に入園できます。2枚としているのは、親がお父さんお母さんということもありますし、2人で一緒に行く場合、1人は有料だという訳にはいかないのです、ご両親で2枚分を想定し、1世帯につき2枚まで発行いたします。

特にマイナンバーカードを持っている人は良いのですが、持っていない人は、交付申請の手続きをしていただければ、マイナンバーカードが手元に届く前でも、このクーポン券（引換券）の交付対象になるということです。皆さんからは大いにマイナンバーカードの交付申請手続きを行いながら、このクーポン券（引換券）の申し込みをしていただければと思います。

申し込み方法は、オンラインでも申し込めるようにしております。窓口でも申し込めますが、その2通りを準備しておりますので、詳細は、後ほど広報等でお知らせをいたしますので、ご確認いただければと思います。

このクーポン券（引換券）の申し込み期限は、10月31日までになっております。有効期間は、令和4年8月1日から令和5年2月26日までということです。

冬場は休園期間もあり、利用者も少ないでしょうが、1年間有効なパスポートになりますから、10月末まで申し込みいただければ、また来年もご使用いただけることになるかと思っております。

親子で楽しめる様々なイベントや体験コーナーが、大森山動物園では準備されていると伺っておりますので、是非こういった事業も通じて、今以上にまた秋田と酒田との交流というものが深まれば良いかと、そういう思いを持っております。

この事業は、酒田と秋田との交流事業の一環ということ、それから、子育て世帯の皆さんへの支援ということ、そして、マイナンバーカードの取得促進ということ、この三つのねらいを持って実施をさせていただいたものでございます。

なお、詳しくは、広報にも折り込みする予定でおりますので、よろしく願いをいたします。

## ■代表質問

### 1 市内中学校の生徒が自死した問題について

記者／市内中学生自死事案について伺いたい。昨日、報告書と意見書が提出されましたけれども、報告書と意見書に関してそれぞれの受け止めをお聞かせください。

市長／まずご存知の通り、昨日、教育委員会設置の酒田市いじめ問題対応委員会による調査報告書と、ご遺族からの意見書を、教育長から受け取ったところでございます。

詳細については、今、私どもの事務局でしっかり精査をしておりますが、私もいただいた報告書と意見書には全部目を通させていただきました。

印象としてはということになりますけれども、報告書の内容に対して、ご遺族の意見としては納得できていない部分があるかと、そういう印象を持ったところでございます。

それを受けて、市としてどうするかということについては、今どの部分にどういう意見が出ているかをしっかり分析をしている最中ですので、まだ結論は出ていません。そのような形なので、少し時間をいただきたいなど、このように思っております。

文部科学省で、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインというものを出示しております。教育委員会からこの報告書が上がってきて、市長として私が出すのを受けて今後どうするか、再調査をどのように判断していくか、昨日も少し申し上げましたが、ガイドラインの中で、4項目ほど、こういう場合については再調査の実施について検討することというふうに明記されております。

ご覧になっていただくと分るのですが、一つは、新しい事実が判明したとか、それから、十分な調査が尽くされてないところがあるとか、それから、調査委員の人选の公平性・中立性などについて疑義がある場合だとか、こういった項目が4項目ほどあります。

その項目について、今回の調査報告書がどうなっているか、意見書を照らし合わせて、その辺を今検証させていただいております。

その結果を見て、基本的には、対応委員会の調査で、抜けている部分があるというふうなことになるれば、これは再調査の委員会を立ち上げるという判断になるでしょうし、その判断をするまでには少し時間をいただきたいなど、このように思っております。

かなりの調査項目のボリュームがありますので、それに対して、ご意見も事細かく、かなりボリュームのある意見書が出されてきております。少しそこはしっかりと精査をしたいと、このように思っております。

ご遺族の方にも代理人となっておられる弁護士さんが付いております。従って、ご遺族の皆さん、そして、その代理人である弁護士の皆さんと、これから市の対応についてはやり取りをしながら、市がどのような判断をしたらいいのかを我々としては決めていきたいと、このように思っております。

**記者**／ご遺族の方は納得できていない印象を受けたとありましたけれども、話せる範囲で、どこからそういった印象を受けたのかというのを教えていただけますか。

**市長**／内容に立ち入るのは、少しこの場では控えたいなど思っております。といいますのは、教育委員会もそうですが、これまで対外的に、市側の受け止めた内容や、いろいろな知り得たことは、事細かくご遺族の方と協議をしながら、これは出しても良いかとか、これは出すべきではないかとかのやり取りを行ってきています。

私が受けた印象について、どのような項目についてかという話になると、それを今、この場で皆さんにお示しするのは、少し控えたいなど思っております。ある程度、今回の意見書と調査報告書を、どういう齟齬が出ているのかをしっかりと検証し、その上でご遺族の皆さんとも協議をしながら、改めて記者の皆さんにお話をする時間を設けたいと思っておりますので、それまで少し控えさせていただきたいと思っております。

**記者**／再調査などは、精査してというふうなお話ありましたけれども、目途としてどれぐらいでしょうか。

**市長**／あまり時間をかけたくないなどと言いつつも、先程申し上げましたように、報告書の中身が、かなりボリュームがあります。それに対する意見書もいろいろ事細かくご

指摘されていますので、少し時間をいただきたいなと思います。相手方とのやり取りもありますので、こちら側がどんどん聞いても答えが返ってこないことには動きが取れません。何とか7月中にはという思いはありますが、先の見通しは立っていないと思っております。

今日の新聞記事で、愛知県の豊田市の調査チームが、いわゆる再調査の結果を出したという記事を読ませていただきましたが、それを見た範囲では、調査の中身というのは、こういう調査報告なのかなというのは断片的ですけど分かります。今回、出た対応委員会の調査報告と、それに対するご遺族の意見と踏まえて、再調査の委員会を立ち上げる必要性というものについて、どこまでお互いに納得できるか、調整が付くのかをやり取りしなければいけないので、その辺は協議をしながら、最終的に市として判断をしたいなど、このように思います。

**記者**／遺族との面会については、現時点ではどのようにお考えでしょうか。

**市長**／面会については、かつて記者会見で、できればという話も申し上げたことがありますが、その後としては、やはり代理人となっていらっしゃる弁護士さんが入っております。

従いまして、私とご遺族との間で、気軽に話し合いをする場という、そういう単純な、その場の設定という訳にはいかない状況になってきています。そこもやはり、どのような場所、環境で行うのかということ、一定程度、相手方と協議をしないと、こちらの思いだけでは済まないなど、そんな思いを持っておりますので、そのことについても、相手方の弁護士さんを通して、ご遺族の意向等を把握しながら、検討していきたいなと思います。

具体的に今、意見書を出されましたので、それについて、次のステップに我々が進むについても、やはり、いろいろと確認しなければいけないこともありますので、そういったことも含めて、代理人となっている弁護士さんを通して、相手方とやり取りをしながら、具体的に会って話をする機会の設定についても考えていかなければいけないかなと思っております。

交渉ごとなので、いつ、どの時期に、どのようなメンバーでというところまでは具体的に今、話せる状況にはないということでご理解いただきたいと思っております。

**記者**／ご遺族の意向を汲んでというところだと思うのですが、市長としては今までと変わらず面会をする意思はあるというふうなことでよろしいですか。

**市長**／はい。ございます。

## 2 中心市街地再生に向けた展望について（酒田駐車ビル破産等）

**記者**／酒田駐車ビルに関する破産手続きが始まる見通しとなり、またパイレーツビルの解体が始まりまして、それに関して市長の受け止めや中心市街地再生に向けた現在の展望をお聞かせください。

**市長**／はい。まず駐車ビルについての破産手続きに関しては、6月15日に受任通知を受けたところであります。破産管財人を受任したという弁護士さんからの受任通知を受

けたところであります。

これから破産法に基づく清算手続きが進んでいくのだらうと思われまますので、まずはその経過を我々は肅々と見守っていくしかないかなと思っております。

4月25日にマリーン5清水屋の債権者集会が開催されて、その中で破産管財人の方が、「駐車ビルも含めて、清水屋の建物があるエリアを一体的に再生させるための対応が必要」と発言をされたということでございましたので、駐車ビルも破産すると、マリーン5清水屋もそういう状況だということの中で、そういう状態で大きな二つのビルが、空き家のようにずっと残り続けるということは、街の活力を維持する上ではあってはならないだらうなという思いを持っております。

そこに対しては、地元の経済界の皆さんと一緒にですが、何とか中町のエリアを活性化させるために、いろんな手立てをこれから講じていく、その必要性については、全く私もぶれていないところであります。

マリーン5清水屋の跡地については、旧清水屋エリアを核とした「中心市街地再生協議会」という組織を去年の10月に地元の民間事業者の皆さんが立ち上げておりますので、我々もそこにオブザーバーとして入っている訳です。これからの駐車ビルということも含めながら、中町全体をどのような形で再生していくべきなのかということについて、協議を進めていくことになると考えております。

駐車ビルの破産については、これは肅々と受け止めざるを得ないということです。我々は確かに、出資者としてかなりの株を持ち、30.4%の比率で筆頭株主である訳ではありますがけれども、それと経営責任とはまた別でございまして、駐車ビルには駐車ビルで経営者がいらっしまったわけです。

そういう意味では、我々としては、株主としての関与はいたしますけれども、我々がこの経営責任に対して市が何らかを負うべきものでもないというふうに思っておりますので、破産という結果になってしまったことについては本当に残念ですけれども、肅々と受け止めるしかないのかなと、このように思っております。

マリーン5清水屋もそうでしたが、駐車場ビルも、もう40年以上にわたって、この酒田の中心市街地の活性化に寄与していただいたということもありますので、そういう意味では、これまでの活動に対しては感謝申し上げたいと思ひますし、これからについては、破産の手続きを肅々と受け止めつつ、中町エリア全体の活性化については地元経済界の皆さんと一緒に考えていきたいと、このように思っております。

それからパイレーツビルですが、空きビルになっていて、随分あのビルはどうなるのかということで、地元の皆さんも非常に困惑していました。でも、今回民間の人たちの中で、解体という動きがすでに始まっているということでございましたので、ここについては、私どもは肅々と解体が進んで、そこでまた開発が進めば、先程も言いましたように、中町がもっと広い意味での中心市街地の活性化に繋がるのではないかなというふうに思っております。そういう意味では、これから中心市街地に新しいビルが建ってくるとすれば、それがどういう中身のビルなのかも含めて、市としても非常に期待はしたいと思ひますし、市の勢いを高めるようなそういった開発など

が具体的に発案されて、実行されることを我々は期待しているし、市が協力すべきところはしっかりと協力していきたいと、このように思います。

## ■フリー質問

### 1 市内中学校の生徒が自死した問題について

記者／市長はガイドラインに沿ってというお話がありましたけども、このガイドラインを遵守してという真意はどんな思いでおっしゃっているのでしょうか。

市長／小学校、中学校は義務教育です。従って文部科学省はきっちりその責任を負うわけです。そこで今回のいじめ対策については文部科学省でガイドラインというものを設けて、基礎調査から詳細調査まで、全部明細にこういうふうに進めるべきだということ、ある意味ルールとして決めている訳です。

このガイドラインの第 10 に地方公共団体の長等による再調査という項目があります。この中で、このような時には、地方公共団体の長は再調査の実施について検討することというふうに明記されております。

従いまして、私どもとしては、この記述に従って、いわゆる基礎調査、詳細調査という、教育委員会部局が行った調査の中に十分に調査し尽くされていないところがあるとか、或いは学校の設置者というのは本来私どもなのですが、執行機関としては教育委員会があるわけですが、設置者である市、或いは執行機関としての教育委員会、さらには、その中の学校という組織がありますけれども、こういった組織の対応で、十分調査が尽くされていないというところがあった場合や、それから先程言いましたように、調査委員の人選にその公平性・中立性を欠いたような人選をしているのではないかというふうな、そういう危惧があった場合には、その再調査をすることと明記されています。

もう一つ言いますと、事前に被害児童生徒と保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合という項目もあるのですが、いずれも 4 項目あります。

4 項目で、やはりこれは調査が不十分だということが分かれば、市長として、再調査委員会を立ち上げてということですので、まずその 4 項目に該当することになっているかどうかを検証しなければいけないなと思っています。その結果が出た時点で、再調査委員会を立ち上げるかどうかを判断したいと、このように思っております。

ただ、再調査委員会を立ち上げますと、ご存知のとおり議会への報告がガイドラインで位置付けられておりますので、重い調査になるということ、やはり頭に入れなければいけないと思います。

豊田市の場合、全ての調査に 3 年掛かっています。やはり再調査委員会を立ち上げて調査結果が出るまで、一定の期間が掛かります。そのことを、ご遺族の方がどう捉えるということも、実は私どもは確認をしたいなという面もあります。先程、ご遺族と会ってという話がありましたが、私はそういうことも含めて、再調査という形で持っていくのかどうかを確認したいなと思います。

おそらく、その調査結果をもとに、ご遺族の皆さんは、また次の何らかの行動という

ものも頭に描いているのかもしれませんが、そういうことも考えると、少し時間をかけて、それからご遺族の皆さんともご協議をする中で、再調査委員会を立ち上げて、一定の期間をかけて行うということがどうなのか。

それから、人選についてですが、今回の対応委員会のメンバーについては、我々が一方的にこの人ということで、お願いをした方々ではなくて、このことも相手方といろいろ相談をしながら人選をしたので、そういう意味では、委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合というのは、これは無いのではないかなと私は思っております。

従いまして、残るガイドライン3項目についてはしっかり検証した上で、再調査委員会を立ち上げるべきかどうかということ判断していきたいと思えます。

**記者**／今市長は、3月の学校の基本調査と、9月の第三者委員会の詳細調査、このことが円滑に行われているかどうかについて、触れていらっしゃいましたが、今年3月の参議院予算委員会で、基本調査から詳細調査に移行が半年という長い間空けてしまったということが、そもそも文科省のガイドラインに逸脱した行為なのではないのかという指摘があり、初等中等教育局長の方から趣旨徹底を図らなければならないというコメントもありましたが、市長ご自身も、この半年間空いたことに関して、そこは問題だという捉え方や受け止めもあるのでしょうか。

**市長**／私自身としては、もっと早いうちに進めるべきでないかという見解は持っています。だから、国が答弁したことは、その通りだとこのように思っております。確かに、一定の期間、半年近く空けてしまっているということは、教育委員会側の考え方とすれば、十分にご遺族とのやり取りをする中で、そういう動きになったということが報告書に書いてある訳です。

しかし、重大事案にもなりかねないような場合ですから、基本調査をやった時点ですぐに詳細調査という形で進めていたならば、もっと早くここまで来ることができたのではないかなとそういう思いは持っております。

**記者**／その思いがあったからこそ、やはりガイドラインに沿ってという今回の言葉が出てきたということでしょうか。

**市長**／はい、それもございます。ガイドラインの詳細を見れば、国では特に自死の場合は、ご遺族に寄り添い、なるべく早く、いろいろな調査を投げずに短時間でやるということをしっかりガイドラインの中で示されていると私も理解しましたので、そのように考えたところでした。

**記者**／ご遺族と協議をしながら進めていきたいということでしたけれども、ご遺族の方はやはり市長のリーダーシップに非常に期待されていて、遺族に寄り添って欲しいという思いと真相解明に向けて力を尽くして欲しいという思いで意見書を出されたと思えます。

その中で、再調査をしないという判断は、果たしてあるのかなというふうに思うのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

**市長**／そこは考え次第だと思います。そのようなことも含めて、先程も少し申し上げましたけれど、豊田市の例を見ても、再調査をしますと3年掛かる訳です。

結局、この再調査委員会の結果が、法的にどのような拘束力を持つものなのかということ、基本的には無い訳です。それを受けて、ご遺族の方にとっては次のステップということが多分考えられるのだらうと思います。ですから、時間が掛かるということに対して、少し私としてもご遺族とお話ししなければいけない部分かなと思います。

ご遺族の皆さんの目的は、別に調査報告書を提出させることではないと思います。きっとその先がある訳です。そのような意味では、その声に我々行政側が、学校の設置者として市長である私がどう答えたら良いのかということも含めて、少しお話をしたいかなと、そのような思いです。

ただ、その前に、今回の意見書で提出されていることも、全てそれが正しいことかということも、或いはそこまで調査書に書き込まなければならないものかどうかということも、私共も少しそこはしっかり確認していかないと分からないところもありますので、やはり検証をする必要があります。

そのようなことが終わった時点で、実はこうですということをお話できたら良いのではと思っております。

これまでも、教育委員会もしっかりご遺族の皆さんと情報共有しつつ、いろいろなやり取りをしながら進んできていますので、そのようなことにも、どうしても最低限必要な時間が掛かってきます。そのようなやり取りをしながら、特に、中に弁護士さんが入ると、更に文書で行ったり来たりするやり取りもありますので時間が掛かります。

そのような意味では、今までのところは、先程の基本調査から詳細調査までの時間については別ですけども、詳細調査で時間が掛かっているのはやはり、それだけ相手に寄り添った対応をしてきたから時間掛かっているということだけのご理解いただきたいなと思います。

**記者**／ご遺族の方が、調査報告書の内容について納得していないことがあり、公表しないで欲しいという考えもあるような一部報道もありますが、そのあたり今回まとまった調査報告者自体の公表について、新しい第三者委員会の立上げと関わってくるのかもしれませんが、それについて市長の今のご自身のお考えをお聞かせください。

**市長**／一応公文書として上がってきましたので、情報公開条例に則って請求されますと、公開せざるを得ません。全部どうかということは分りませんが、公開できない部分というのがありますけれども、一応公開はしなければいけないのだと思われまます。公開しないという選択肢は基本的にはないのだらうなと思います。

ここで私が公開しないと言ってしまうということは、条例や法律のもとで認められている市民の皆さんの権利を、何かこう抑えたみたいな形に理解されますし、仮にですが再調査委員会などができて調査報告書が出た場合に、それは公開するけれど、こちらは公開しないのかと矛盾も出ます。ですから、基本は、やはり公開という前提でいくのだらうというふうに現段階では理解をしております。

ご遺族の皆さんと、そこも少しやり取りをしなければいけないとは思いますが、ルール上は、現状皆さん方も公開請求を出されると思います。ですから、我々は出さなければいけない訳です。



制度上では公開をするという制度になりますので、全部どこまで出すかは、それはまたいろいろと規制がありますから、一定程度マスクングするところが出てくるかと思えます。従って、これはやむを得ないのではないかなと思っておりました。

**記者**／ご遺族の手に渡った状態と同じものを、公開されることになるのでしょうか。そこから更に何かこう伏せてということになるのか。

**市長**／おそらく、ご遺族の手に渡ったものと同じものではないと思います。個人情報保護条例などで出せないところはありますから。

ただ、ルールとして、どこまで公開しますという時には、おそらくご遺族にもお話を聞くことになるかと思えます。そこで、もし何らかの食い違いがあれば、すぐに公開しないで欲しいというような意見書がこちらに出され、またそこから、ある程度日数が掛かって調整しなければいけない期間が生じます。少し手続き的なところを総務部長から説明いたします。

**総務部長**／手続き的なところを、若干補足させていただきたいと思えます。

情報公開条例で、今回請求があった場合の対応として、請求者以外の事項が記載されているものでございますので、ご遺族の方へ公開することについて通知をするという手続きがございます。

この際に、意見書を出していただくこととなりますが、仮に意見書が出た場合、それが市と同じマスクングをしたものではなくて、ここも伏せてもらいたい、そこは困ることが出た場合は、公開するにしても 30 日間期間が延長されるという一定の手続き、法的な対応を置かなくてはいけないという規定がございます、そのようなケースがあるということです。

基本的には、非公開情報に該当しない場合は、公開するのが原則ということになりますので、報告書の公開にしても、非公開情報はどうしてもマスクングせざるを得ない訳ですが、それ以外は、公開をされるというのが、制度上の原則であるというところでございます。

**記者**／今の意見書というのは、先日、出されたものと別のものということか。

**市長**／別のものです。

**記者**／その意見書は、まだ出ていないということでしょうか。

**総務部長**／まだ出てきておりません。これからこういう請求が出てきているのでということで、通知をさせていただくということになっております。

**市長**／皆さん方から請求が出ましたので、これからその手続きが進んでいく訳です。

**記者**／前々回の記者会見の際に、いじめ対応委員会の方で十分に調査をしたので、再調査の方で新しい資料を上げるのは難しい趣旨のことをお話されたと思いますが、今回報告書を読まれて実際に、率直に、十分な調査であったのかどうか、どんなふうにお考えでしょうか。

**市長**／結論から言うと、調査自体は、随分綿密な調査をされているなという印象を私は持ちました。

ただ、調査のやり方として抜けているところが無いかということについては、先程申

上げましたけれど、少し意見書の中で指摘されていることもありますので、それは本当にどうなのかというところを、逆に言うと、調査をした対応委員会にも、ここはどうかと確認しなければいけないのかもしれないです。いろいろな調査をした結果として、調査報告書に文章化してまとめる訳ですから。調査をしているのだけれども、調査書という一定の書類の文章表現に変わった時点で、ひょっとしたら省略されているところもあるかもしれません。調査はしたけれど、記述するまでもない等、場合によっては確認しなければいけないところもあるのかなと思います。

ただ、調査報告書の最初の方に、いつ、こういう調査をした、こういうことをしたと、全部逐一書いてあるわけですから、そういう意味では、それこそガイドラインに沿って調査すべきことについてはしっかり調査はされていると、このように理解はしております。

**記者**／例えば、今おっしゃったように調査はされているけど文章化することで少し省かれてしまっているような部分がある場合、改めて再調査ではないけれども報告書自体に書き加えるようなことはあり得るのでしょうか。

**市長**／それはないと思います。もう既に受け取りましたので、私どもとして、これからできることというのは、再調査委員会を立ち上げるか、立ち上げないかという判断になっていくのだろうなと思います。

**記者**／書き加えるのが難しかったとしても、書き加えた方がいいのではないかという情報を、ご遺族に口頭なり、その報告書とは別の形で報告するようなことはありますか。

**市長**／私の方で口頭でというのは、現状では無いと思います。と言いますのは、弁護士さんが入っていますから、そう簡単に我々が当事者とやり取りをできる環境には基本的には無いと私は今理解をしています。

**記者**／弁護士さんを通してだとありますか。

**市長**／あると思います。ただそれも、口頭ではなくて、しっかりと文章でのやり取りということが、これまでの相手方との約束事になっていますので、そこは一定のお互いのルールで、そういったやり取りについても進めていかなければいけないだろうと、このように思います。

**記者**／ご遺族が報告書を受け取って、一部これは違うのではないかっていうような内容があるということをご自身も発信されたかと思うんですけども、そこについて、再調査ではなくても、改めて報告書の内容を訂正するということはありえないか。

**市長**／もし仮にそういうことがあるのだとすると、今出された報告書ではなく、それは再調査の話だと思います。

今出された調査報告書を訂正しなければならないような事実・事案があるのだとすれば、それは再調査を行うという要因になってくると思うので、それは、再調査で明らかにしていくということなのだと思います。

**記者**／これまで市長は、ガイドラインに沿って4項目があって、それを精査して検討していくということですが、その4項目に当てはまらなかった場合というのは、やはり再調査というのは難しくなるのでしょうか。

**市長**／これまで私がお話したことからいけば、無いと思います。これ以外の要素で再調査を行う理由というのは、私自身は見出していないので、何というか私の個人的な感情で、じゃあ再調査しましょう、ということにはならないだろうなと思います。

## 2 酒田駐車ビルの破産について

**記者**／駐車ビルの件で、少しお伺いしたいのですが、先程市長は、経営責任は別だと、負うべきものではないというようなことをおっしゃっていたのですが、駐車ビルというのは、元々今から4代前の市長が社長を務めていたという経緯があったり、それから、酒田市の行財政集中改革プランの中で、3セクの見直しというような項目があったり、経営の部分ではどの辺まで関与していたか私は分かりませんが、そのような意味でこの駐車ビルの今回のパターンについて、全く責任はないのか、そのあたり負うべきものではないとおっしゃる理由をお伺いしたいのですが。

**市長**／過去社長が市長だったというのは、それは、そのときはそうだったのかもしれないですが、基本的に現状の中では、その駐車ビルの経営に関しては、酒田市としては深くは関わってこなかったということです。

いわゆる経営執行役員、社長以下の取締役がしっかりやるべき話であって、酒田市としては、出資をしているということありますから、底地も一部持っているということもありますけれども、そのような関係はあるにしても、責任は基本的には取るべきものではないということです。

先程、3セクをどうするかという話だとか、そういったところ言えば、確かに第3セクターにはなっている訳なので、今後の有り様については、深く関わる必要性はあったのだろうなと思います。

しかし、それイコール経営責任ということにはならないように思います。関係がない訳ではないということですが、基本的には、何らかの関与をすることで、例えば3セクであるがゆえに、市の財政に影響を及ぼさないような、そういう動きをやはり我々も、とにかくアンテナを高くして見ていかなければいけないし、場合によっては、整理が必要な場合には、市として意見などを言わなければいけない立場だと思います。

**記者**／今おっしゃったことで、そのような指導というか筆頭株主としての責任というかその辺は果たしていたのでしょうか。

**市長**／私どもの所管としては、地域創生部が所管しているのですが、折に触れて情報交換なり、相談には乗ってきましたので、十分責任を果たしてきたというふうに思っています。

**記者**／それからもう一つですが、これから破産手続きが始まって、どうなるか分かりませんが、仮に競売に付すというようなことになって、そのような形で進んだとして5,900万円という酒田市が出資している出資金がある訳ですけれども、債権者が優先なので、ほとんどその5,900万円は戻ってこない可能性の方が高いのだと思うのですが、これは税金です。そのようなことについては、どういうふうなお考えですか。

**市長**／残念です、としか言いようがないです。戻ってこないですから。それこそ、先程

申しましたように土地もあるので残念です。

**記者**／残念だと、それだけでしょうか。

**市長**／手の打ちようがないです。もう破産手続きが進んでいるのですから。

法的な手続きが進んでいるわけですから、これはもう致し方ないです。それは出資しているのに、何というか、許せないというような市民の声が出るのであれば、それは仕方がないと思います。

確かに出資したのが税金だと、5,900万円戻ってきませんと、これは大変申し訳ないとか言いようがないです。それを破産する前にちゃんと破産しないように、もっと増資したり、そういうことをしろということをおっしゃるのでしたら、前もお答えしましたが、そこまで傷口を広げるようなことは考えていません。

5,900万円確かに出資はしていますけれども、十分これまで駐車ビルは、一定程度の中心市街地のにぎわい創出のために、或いは商店街振興のために、機能してきたと思います。

従って、そこは一定の役割を終えたものと、ある意味、我々としては、これは致し方ない破産事案であったと理解をするしかないかなと、手の打ちようが無いということです。

## ■その他

- ・特になし